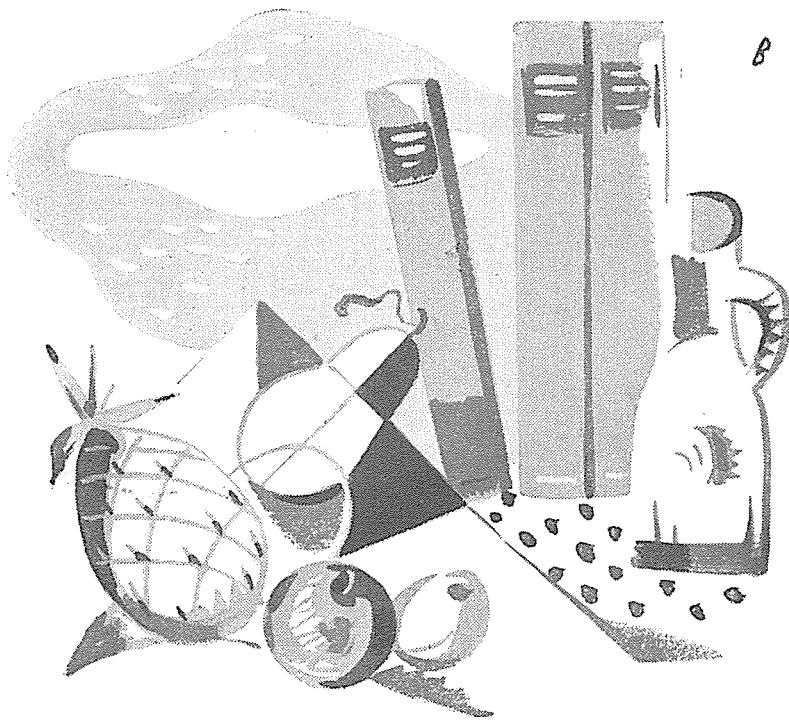


# 大西學報

第百六十號

昭和四十一年二月



關西學報局發行

好評

牛尾崎真造稔著

# 日本經濟原料問題

◆戦争經濟叢書 第七編◆

原料問題は現段階の世界經濟を起動する重大問題であるに拘らず、從來我が國に於て原料問題は等閑に附せられて來た。その結果として原料を基點として一方我が國民經濟は原料上國外に依存する他はなかつた。他方技術的にも同様の結果に陥つた。併しこの事實が漸く認識せられて日滿ブロック經濟確立の要請となり、こゝに原料問題の緩急性は正確に我が國に於ても認識せられるに至つた。今や國民舉つて長期建設に邁進すべき秋、本書は我が國に於ける原料問題の重要性を更に明らかにせんとするものである。

頁〇一二 版合六四  
錢 拾 七九 價定  
料送

好評

小樽高商教授 南亮三郎著

# 人合理論と國際貿易

◆經濟特殊研究叢書 第四編◆

人口理論の新たな加工業が現代的關心よりして何れの方向に果さるべきか一國の貿易政策は人口理論の枠内に於ていかに取扱はれ又それは一國人口扶食力の上にいかに重大なる關係を有するものか、更に國際貿易の將來は特に我が國の立場から見て世界人口の趨勢といかに緊密に結びつけるものであるか、等々の刻下喫緊の諸問題の解決を期してゐる。

經濟特殊研究叢書 第一編  
◆矢内原忠雄著 ◆帝國主義下の印度 ◆定價貳圓五拾錢  
◆正井敬次著 ◆金融論研究 ◆定價貳圓五拾錢  
◆堀經夫著 ◆地代論史 ◆二月二十日發賣

商業特殊研究叢書 第二編  
◆藤本幸太郎著 ◆海上保險特殊問題 ◆定價貳圓五拾錢  
◆電話北一六五三・五七五二番  
◆電報替號大坂三一九七二番  
◆中央大學前  
◆梅田新道區  
◆大阪北  
◆電話北一六五三・五七五二番  
◆電報替號大坂三一九七二番  
◆神田二二二二番  
◆目錄進呈

頁〇〇五 製上版菊  
錢 拾 五圓 參 價定  
料送

戰爭經濟叢書

冊各 研究會 豊崎監修 横豊定價十七錢

◆ 戰 爭 と 物 價  
◆ 戰 爭 と 國 家 財 政  
◆ 工 業 動 員 論  
◆ 戰 時 體 制 と 貿 易  
◆ 戰 爭 と 資 本 主 義



株式  
會社

大同書院

# 英國民族觀と大陸境界

## 目 次

英國民族觀と大陸境界  
中村良之助 (一)

- C·I·F賣買と「通し」船荷證券の  
作成地點に就いて 賀屋俊雄 (五)
- 學内報 (七)
- 第三學期授業終了と卒業進級試験日割 法  
律經濟特別講義—日本文化講義—日本精神  
發揚週間—軍務公用者 (八)
- 校友會文部成立—齊々哈爾文部 大連文部  
—台灣文部—五緣會—K U S —會員消息 (九)
- 戰線だより (三)
- 闊大スポーツ (四)
- 學會消息 (五)
- 學 生 (五)

—ズデーテン問題が意味するもの—

教 授 中 村 良 之 助

由來國際問題に就いて、其發生や悶着の理由を兎角  
に「經濟問題」に結びつける傾向があつたが、今回の  
ズデーテンに關する限り、夫れは理由として貧弱であ  
る。資源產業、貿易と所謂「儲かる」經濟問題にも非  
らざる而も第三國の大英帝國の老首相が自ら數次の會  
談折衝に勞を惜しまなかつた實情を我國人は何と解す  
るか。

### 獨逸が

「太陽の下」でふ希望による赤道方面への  
發展途上に、英佛兩國と植民地再分割の  
難問題の横たはる事が、反對に英國をして偶々今回の  
ズデーテンへのお世話即ち獨逸勢力の「ハケゲチ」を  
東方へ利用したものと思ひ込むのは從來の技術外交の  
手練に目ざめない解釋であらう。此技術外交、經濟至  
上主義外交が大英國の没落其者と運命を共にしつつあ  
る事從つてズデーテン問題に際して英國の實利主義外  
交が最大難關に逢着したらう事に、故にこそ「お家」  
大事と老體をおしての數次の話合ひとなつた所を熟考  
せねばならないのである。

此問題に潜む新世紀への胚種—新世代への指導力は  
報導陣の止むと共に未だ「未現」の如く思はるが、  
既に其發芽は豫定され歐洲的新體制は此處から實現し  
て行く事を思はしめる。當時の報道には  
「これが最後の獨逸の野心である」

この事が見られたが、果して然らば、愈々深重なる意

味を含むものである。理由は

「英國の御やつかいになり、其の西歐的島國の境界觀  
念での話合ひ」

の限りでの事で換言すれば英國外交用語上に表現さる  
、最後の野心である。即ちイギリス的解決での最後の  
野心から獨逸的表現の最初に移るのである。

### 明敏且

既に早く此點を看破してゐる。夫れは問  
題が直接に身にかかるラインの國境に非らざるを以て  
の安心のみでは無い。實に彼が其對獨大陸性情に對す  
る地理觀について英國より一步徹底せると、其獨逸が  
採用せる東方境界概念に就き佛國植民地觀が一脈共通  
する者があるからである。省みれば、其海外植民發展  
途上に佛英兩雄は如何な逕路を經たるか。對アフリカ  
植民地觀は彼が最後に撰びたる又撰ばざるを得ざりし  
者。彼の其同化政策、文化政策には、地中海地縁と文  
化的類型を求むる事が基底となる。詳しくは一見類型  
ならざるが如き温帶から熱帶に亘る相互依存の文化圈  
の設定である。此處では英國流差別境界觀念は揚起さ  
れて佛國中心主義に還元され、其思想的克服が從つて  
獨逸の東方政策と其傾向を同じくするのである。

アンセルが佛國と獨逸との國境觀の論争に於いて  
「茲に於いて、國家に關して、否嚴密には Nation に  
就いて、東西（東邊即大陸的—西歐的）に二つの觀

念には深い差がある。

と評してゐるが正しく獨逸は東に向つて、イギリスには難解の或ひは未驗の理念を援用しつゝあるのである。文字に書かれるスデーテン問題も要するに國家間に領土の「ヤリトリ」をした譯であり、故に

イギリス民族國家の組成の理解は斯の如くであつて、これは現代獨逸のナチスの民族觀とは相容れぬ所は明らかである。

し故に、素朴に云へば境界感は一線を以て劃し得ない  
或統一されたるものに關して空間的擴大の一単位であ  
ると稱し得る——話が稍理窟ツボクなつて來たので一  
廻轉をしやう。

**大戦後**にイギリスの作つた政治地圖の變更である。チエツコスロヴアキヤ在住三百五十。

萬の獨逸人の自決といふ由は最早やイギリス製の人種、民族境界觀からは逸脱した者、此處では目にうつる資源も產業も、貿易も論外である事は、勿論其イギリスが此觀念の差故に惱むバレスタインを引合ひに出されでは「神妙」に退却せざるを得なんだ譯である。イギリスが大戦後におしつけた「民族」自決主義の理論は敵方獨逸に有利でチエッコに「非理」となる。此因果の小車にイギリスはそぞろ國家前途の暗澹たるをおぼゆるであらう。

大戦後に見る民族自決主義に於ける「民族」なるものは社會發展史的過程の現象である點を極めて素朴にしか認めないから極めて固定的で、地圖上には不變に記入され、其境界は圖上におきざられ現實世界から或ひは歴史においてきぼりを喰ふた譯である。

民族は地方領域國家としての封建社會が其内部に發生した經濟社會の發展による社會分化から崩壊してその新しい要素の上に形成されるものである。それは封建的基本社會の土地經濟が崩壊し、これに代はる動產勢力の基本社會である。故にそれは發展した工業及び商業を持ち、其所産である商品の普通の流通範圍をそれ迄地理的領域の名稱であり又は觀念的に考へられてゐた一國に擴大したところに基礎を置いてゐる。かゝる意味で民族は近代的の意味における一國生產共同體であるといふ事が出来る」

イギリス民族國家の組成の理解は斯の如くであつて、これは現代獨逸のナチスの民族觀とは相容れぬ所は明らかである。

「不幸にも永久の範例」とは成り難い所がある。  
**換言す** すれば大陸側の（フランスでも）獨逸自  
身が個性に依るなれば、よしや批評はあ  
らうとも其處に獨逸ナチスの民族觀の發生理由とレ

ゾンデュトルを認めざるを得ないであらう。  
大陸地表の統一性は何にまれ、斯かく鮮明に表現されるもので無く、况んや法制的概念的に限界する事が如何に現實態勢を無視する所あるかを警戒せねばならぬ。

ゾンデュトルを認めざるを得ないであらう。大陸地表の統一性は何にまれ、斯かく鮮明に表現されるものでも無く、況んや法制的概念的に境界とする事が如何に現實態勢を無視する所あるかを警戒せねばならぬ。故に歐洲の如きに群小國民族はともかく其民族の限界境界を設けんとする事の既に無理なるは明瞭であらう。此處ではリチャード・ショルヌの觀察する「未だ判然たる境界を持たず大戰の後に解決を遅延せしめて」ゐるものであり此客觀的情勢に應じてジャーマン分子からまづ叫合しはじめる行動がナチスではないのか。此解釋は敢て盟邦たるの辯とは限らぬ。此地域に就き、此事態を考ふるに伊國でも佛國でも其統一主義に不都合であらう事に異言はないからう。「小國が分離對抗するが故に歐洲の天地が惱む」とは等しく萬人の認むる所。然るに（英國流に）此程錯雜なる國家間に亘つて更に見極め得ざる抽象的法的境界と國家の具體的行動限界を設け謂はゞ各々具體的行動の表外的越境部面に拘泥する所に慾々憎みは深むのである。然しこれは大陸の小國分立現状こそは白人中に英國の孤影を光

らしめるものでありひいて彼をしては世界に白人種代辯となり、そこに有色人種境界を設定する可能を握り得るのである。皮肉にも、スデーテンに於いては英國民族觀はナチス民族觀に理由を譲り、其の

### 適用を

換言すれば、英國境界觀の變更を暴露し

彼の自己プロック辨護の題目たる「經濟的なる理由」と「植民地所有」の辨は獨逸の援用する所と化した。即ち其の獨乙の中歐に對する「(經濟生活上)商品の普通の流通範囲を、それまで地理的領域の名稱(中歐は現階段では獨逸から見て國と稱し難いであらう)であり又は觀念的に考へられた一國(ローマ時代のダニユーブーライン以東の如き又は大戰前のミッテルオイローバ思想ハニゲルマニズムの如き)迄に基礎づけんとしてゐる」のであるとは尠くとも英國の想定すべき所であり、當時の報道せる事實によれば「平和なる落着」を喜んだのである。

此英國觀に比して佛國觀が異なる事は一言せる所である。茲に詳述し得ないが碩學シアルジードは一二年植民地過有經濟の危險なるを警戒せしむる所があり、佛國では經濟個性と國家的關心を從つて植民地觀も明らかに英國と異にする所は各方面に見られる。其境界觀は、歴史社會學、地理學に於いて看取し得る。ブルーンの地理學、プラッシュの地理學以下、シーグフリード、フェブルに於ける地理觀には文化に、國家に、或ひは集團に、首都と領域交通が主題であり、求心的集中的概念構成の内に統一性と領域を求める、極限的分散的不統一性と漸移傾向を看取してこれに「境界」と求んとしてゐる。Zone differentiationである。むしろこれがその上に乗りかゝる植民法制の區別を決定するものであり、差別觀は「交通」に因由するものと見る

られる。スデーテン問題も實は此「交通」經濟圈から燃燒し出しチエツコ民との差別觀によつて猛炎と化した事は新聞の報道によつても明瞭である。

### さて吾

人は、從來の政治的民族主義に關連する

の民族は常に孤立に止るべきで、彼には血や地の接續は其處では到底考へられぬ別個のものとするのである。自國民による自治主義はかくて英國民に容れられる法制至上主義の典型なのである自治—夫れも

### 高度の

の自治植民地の法的形態に於いてはじめて相互に人格—夫れも法的人格が認められるので夫れでも一度經濟貿易面に至れば母國と永久に商工農に階級づけんとの念のある事は彼のオツタワ會議に於いて暴露したる所で又去年の英米加の條約改正の際にも其心は發見し得るだらう。況んや印度に對し其他には人格は問題外である。彼の境界觀念は最初には「海外」と海内との自然單體的に、最後には抽象的法觀念に天上し、此處にコスマボリタン的に見られ易い點が生じ、其普遍性面と法文言上に自由を唯一の對異民族武器とするのである。

此處で特に吾人の留意し度い事は、

此「最初に海の内外なる」境界觀念と植民地の政治的差別意圖が稍もすると日本との地形的類似から過信され勝な事である。貧弱なる經驗ではあるが私をしていはしむれば

「日本人は島國であつたが故、且つ徳川幕府の鎖國と封建制度に慣れたが爲めに(然し反面此爲めに極度に日本文化の個性と孤立が味はれるが)現代の如き世界情勢の轉換期には其情勢を見透す上から其民族觀移形植民觀は往々に餘りに、統一、端正にすきらる恨みが無いでもない」



チエツコスロヴァキア小年園のマスク運用練習

如何と なれば其相手は何れも有史以來の人種的

民族的混亂をとにかくわけ來つたいはゞ  
海千山千が多いのであるから。といつてもアジア民に  
對して、此英國流民族觀、境界觀は既記の如き點から  
おそらく適用の餘地が無いであらう事は大方想像され  
やう。今大英帝國の沒する姿と源が此處にある事を反  
省せねばならぬ。英政府の法的偉力がこれ以上に印度  
に増加されるとは誰も思ふまい。アフリカに酒々と英  
本國民が移住する日は考へられず、况んやアジアに對  
しては、東亞に對するには別個の民族觀、境界觀が創  
造され適用されねばならぬ。我國歴史を通じて、對大  
陸觀を通覽するに、英國流の差別觀の發見は至難であ  
る。「各々所を得る」區別觀は凡ゆる要素と可能を含  
含し尚且つ其間に攝度を守らしめるもので

日本文 化の偉大なる「包客力」を推進せしむる

ものである。古來から數次の大陸の往來  
に就いて是を證明する餘裕は此處には無いが從つて不  
完全乍ら一例を擧げるに止める。

「前略然るに我奥羽及び古志等の諸洲、米穀を生ずる  
事夥しくて恒に食餘の腐朽するを憂ふ。食餘を移し  
て（黒龍江流域或ひは樺太島へ）不賄を救ふは即ち  
產靈の法教なり。今此北州の餘米を運送して蝦夷國  
の諸港に積蓄へ、森青省と仙臺省より軍船と人數を  
出し夷蝦諸島に於いて水軍の戰法を操練し、且此人  
を以て漸々に唐太島の北境を開き、此地に越年せし  
めて能く寒地の風土に馴習はし、別に清官及び伶俐  
なる商官等を遣はし彼國の土人と交易を通せしめ、  
厚く酒食を施して、土地の夷狄を悦ばし產靈の法教  
を説示して益々土人を教化歸服せしむ」

右は、佐藤信淵の大陸對策論の一部で我大陸觀が如何  
に恩と德義に依らんとしたかが覗見され人種差別觀、

民族的排他觀念は全く觀念外といふよりは返つて相手  
に絕對的信賴をさへ現はしてゐる事から解されやう。

「大いに恩惠を施し、利を與へ、物を惠んで多くの米  
穀を輸送し、交易と雖も、利分に拘はること無く、  
醜酒と美食を贈て彼士の居人を撫すべし。凡そ血氣あ  
るものは、恩を喜んで德に歸せざることなし。況んや  
人類に於いておや」。

以上二句は大細亞主義所載の田中忠五郎氏の文による

現代人の特に最近の尊物の教養による者と雖も我國  
民性を靜かに反省する時に否定し盡せぬ惑惑を感せら  
れるであらう。

話は非常に餘談になつた様だが、此文言の底流に潛  
む民族觀、從つて大陸地域に對する我國土との地理的  
關係の認識に絆ふ所の境界觀を把握して且つ夫れが、  
ズデーテン問題に際しての、英獨兩政治家の交渉、從  
つて其結果としての問題の歸着に、現實具體問題とし  
ての「境界」とが如何にあるかを對照すれば此ズデー  
テン問題が從來とは範疇を異にして國際問題化した點  
を吾人は牢記したい。「一兵も血らずして」の獨逸の  
成功は、チエツコが弱かつたよりも「英國」を其思想

的往生せしめた所にありナチスの精神的氣魄がこれ  
を強化した事を指摘したい。もとより

此氣魄 は科學的に、否概念的説明に至難だが、  
故に、獨逸國家態勢なり機構を記述せね  
ばならぬが、夫れは外の記載物に依つて貰ひ度いと思  
ふ。

備、此のズデーテン問題について私の云ふ特異性に  
就いて今少し記述を深めやう。帝國主義のはじまつた  
と見らる一八八〇年此方國際問題『尠くとも土地の附  
帶するものにあつては悉く、所謂經濟的（英國流の產  
業貿易を主眼に政治支配を總括しての名稱）であつた

し、所謂植民地（國富增加が國家發展と同義に觀られ  
る）問題であつたし、「其國爭」には必ず歐洲國家が  
介入してゐたと云つても過言では無い。比島の獨立に  
際しても米國提出の經濟問題の受容によつて比較的平  
穩に進捗しつつあると見られる。換言すれば比島側が

其提出諸條件を必らずしも英國並みに經濟的に評價せ  
ず換價せられざる精神上の「獨立」を考へるからでも  
ある。今回のズデーテンの獨逸歸屬に際しても經濟評  
價を絶したるズデーテン住民の生活上の安全感を獨逸  
は強調してゐる。結果はもとより三百餘五十萬の労働  
力と技術及び資源の減少がチエツコ國經濟問題となる  
事は明瞭であるし、夫れが獨逸經濟圈に入る事も明瞭  
である。ダニユーズ諸國に對して經濟的差別（農工商  
の抗爭關係）觀又は民族自決觀は英國の採り出すべく  
も餘りに其現實は懸隔してゐる。故に先にもオースト  
リーの併合も見送つた次第である。

米國ミネソタ大學のハートショーリ教授の歐洲境界  
論は此處に参考とする所が多い。既記の如く彼は、此  
中歐に就いて數多の弱小民族が獨伊二大群の間に配さ  
れて「獨自の紛争」態様は政治的にも經濟的にも統一  
を遅延して次の境界問題を殘してゐると解し大戰後の  
民族自決主義の有害無用を主張してゐる。不幸にも往  
々にして、權力を弄する爲政者は勿論だが法律家、地  
理學、歴史學者で或種の誤謬を侵し勝ちである。とい  
ふのは「時世の推移」と爲政者は稱するがその者の内  
容と評價如何といふ事は現實態勢の要求と夫れに伴ふ  
満不滿が内容を決し評價を可能ならしめる事の理解如  
何である。即ち時世の推移は單なる「時間」では無い  
歴史の現在地位、換言すれば地理なのである。此處に  
推移が把握されるのである。此篇に私は次にズデーテ  
ンのエン・クラーフ。エキス・クラーフ、の問題を記  
述しやう。（未完）

# C.I.F. 販賣と

## 「通し」船荷證券の作成地點に就いて

—Alfred Sieveking 博士よりの書翰—

教授賀屋俊雄

一九二八年八月國際私法學會の手によつて制定されたC.I.F.契約に關する彼の「ルルソン規則第七條六項に於て、物品が「通し船荷證券」によつて運送せらるゝ場合にはその船荷證券は該物品の始發地點に於て(at the initial point of departure of the goods)作成さるゝことを要し、その運送全路に關するものであり、物品の毀損引渡不履行に對してはその運送に關與したる各々の又はそのいづれの運送人に對しても法上求償權を保障するものたるべきことが規定されてある。これに對し、一九三二年八月開催同學會オツクスフオード會議の決定に係る所謂ワルソーオツクスフオード規則は、北米合衆國を主とし大陸諸國側よりなされたる各種の要求が參照せられて若干の修正が行はれたのであるが、前記「通し船荷證券」に關しては、他の點は變更を見なかつたが船券作成地に關する

場所的制限はこれを削除したことが注目される即ち提供せらるべき「通し船荷證券」が運送全路に關するものであり、買主が有するに至るべき法上の救濟に關して、いづれの運送業者に對しても求償權を保障するものである限り、其作成地點が物品の始發地點から雖も、C.I.F.契約履行上有効と認めらるゝ

ことゝせられたのである。我國に於ても往々にして見らるゝが如く、中間港に於て作成されたる船券たとへば門司を起點として神戸に於て積替が行はれ紹介へ仕向けるゝ荷物に對し神戸を發行地とする所謂「通し」船荷證券にして、「From Moji to New York with transhipment at Kobe」或は「From Moji to Kobe carried by s.s. Maru」等の摘要を附して發行さるゝものも有要件に合致する限りは新規則の下では有効なる提供として取り扱はるゝことゝなつたのである。

そもそも舊規則に於て「通し船荷證券」が物品の始發地點に於て作成されるべく規定されたのは、一二三英法上の判例に淵由する。その一つは一九一二年に於けるLandauer & Co. v. Craven & Speeding Bros. 係争事件であり他の一つは一九二二年の Hansson v. Hamel & Horley Ltd. の係争事件であつた。前者はマニラ麻の賣賣に關するものであつて、比律賓マニラ港より倫敦へ仕向けるべきC.I.F.販賣であつたが此賣買に於て、賣主は積替港たる香港に於て作成發行されたる香港／倫敦船荷證券に、マニラ倫敦間海上保險證券を添付して買主へ提供したのであつたが、かかる提供

の有効性が問題となり提訴の結果、彼のスクラットンは約定期間に於て倫敦仕向け運送締約不履行の存在と、船券上運送契約がマニラ香港間の運送契約を包含するものにあらずとの理由を以て賣主側の不利に歸せしめられたのであつた。後者は諾威國產魚製肥料六〇〇噸神戸又は横濱を仕向地とするC.I.F.販賣に關するものであつた。此契約履行に當り、賣主は諾威某港より地方航路船舶により獨國漢堡へ現品を送致せしめ、同港着の上これを某社某々丸へ積替へを行はしめ、同社漢堡代理店をして豫め自己との間になされたるの合意に基き、荷物の原始船積地點たる諾威某港より日本に於ける最終仕向地に至る運送を包括するものとする所謂「Through Bill of Lading」の發行を行はしめ、これを買主へ提供したのであつたが、買主側の受諾拒否となつて提訴を見るに至つたものである。結局かかる船荷證券は「船積の時」(On Shipment)に於て發行されたるものに屬せざるの理由よりして賣主側の敗訴に終つたのである。如斯英法の企圖するところは「船積時」に於て船券を作成せしむることにより自ら

運送全路に亘る買主側の有するに至るべき法上の救濟を確保せしめんとするにあつて、畢竟買主側の利益擁護に出發したものであるは疑の餘地はなく、同時に表微的引渡しを特徴とするC.I.F.販賣に於て證券の流通性別言すれば其商品性をして支障なからしめんとするの趣意に出てたことが看取出来るのである。

然るに新規則に於ては他の點に於て變化ないたゞ船券作成地點に關する場所的制限のみを撤回した點は、從來英法上最も厳格に遵守されて來た「船積主義」の拋擲であり、あまりにも急角度の轉向として感ぜられ

るのである。しかし此修正は貿易實務の見地からは、却つて實際の要求に即した極めて適切なる措置であつて、買主側併びに荷爲替取組みが行はるゝに際しては取組み銀行にとりてむしろ悦ばるべき結果を招來したものと考へらるゝのである。本來、英法が船積主義を固執したことは前述の如く

### 證券の流通

性、従つて金融上の擔保性の確保にあらは分明らかであるに拘らず此主義を一貫することは「通し船荷證券」の場合に於ては「受取式」船荷證券(Received for Shipment Bill of Lading)と實質的に變りなきものを必然的に流通せしむるが如き結果を見るのであつて、英法が原則的に拒否する主義とは矛盾する。然るに新規則の認むるところに従ふとすれば、買主側の享受する利益は前掲判例の場合に於けるが如

く、地方航路船舶業者と仕向地へ直通する大洋航路船舶業者との連絡運送の場合には、買主は證券面に特定さるゝ船舶より確實に物品の引渡しを受け得る事となり、「船積」船荷證券(On Board Bill of Lading)の提供を受くると同様の安心が得らるゝのであり、荷爲替取組みに當る銀行業者によりては地方的運送業者の發行する船荷證券よりは、大洋航路船舶業者の發行する船荷證券に對し、より大なる金融上の擔保力を見出すべき理由の存し得るは暗安き道理である。

以上新舊規則に關しての優劣論は、筆者の管見に過ぎないのであるが新規則への修正理由が果して那邊に存在せしかに就いては、寡聞にして其真想を探究し得なかつたによつて、筆者昨秋日獨文化協定調印直後の機會を捉へ、不疑とは思惟したのであるが、兼ねて、C.I.F.・契約國際統一規則制定に親しく當られた一

人として知らるゝ彼のAlfred Sieveking博士に宛て直接出狀、這般の修正理由に關しての示教を求めたのである。これに對して早くも年初、極めて懇切にしかも自筆を以て縷々説明された回答に接受することを得た。

これによると博士は既に五年前實際業界より隣退して、ハンブルク郊外に悠々自適の餘生を送つて居らるゝものゝ如くであるが、一九二四年に於けるストックホルム會議より一九三三年のオツダスフォード會議に至るまで終始C.I.F.・契約國際規則制定の任に當られたとのことであつて、特に筆者が指摘したところの通し船荷證券作成地點に關する修正は同博士の創意に出てしたものであつたとのことで特に詳細に示教を得たことは、まさに『正しき屏を叩き』得たものであつたと筆者心竊に欣快を禁じ得ないものがある。

### 博士の説明

によると這般の修正は、西部獨乙

工業地帶に於ける運送交通上の特殊事情に原因するものであつて、該地方、特にライ茵マイン河地方に於ける有力なる工業家のものは「通し船荷證券」の物品始發點に於ける作成の強要には異論を唱へるものが多くあつたので、その理由とするところは、該工業地方に於て海港への輸送は鐵路又は河川による常態とするものであり、河畔に沿ふて蜿蜒屈比する幾多工場所在地即ち物品の始發地點の各々に於て船荷證券を作成發行せしむることは、運送業者側に於ける業務上不可能事に屬する。従つて少なきは數時間甚だしきは數日間の遅延を必要とする遠隔なる地點に存在する船舶業者の本據に於て正規船荷證券を作成せしむるより他に方途がないのである。しかし該地方に於ては運送業者が物品の

### 始發地點

に溯りての運送上の責任を負擔するを肯んずることが慣例であり、茲に工業者側の要求に妥當性が認めらるゝこととなり、新規則に於ける修正を見ることに至つたものであるとのことである。即ち新規則への變更は賣主側に存する必要に應じたものであつた事がはじめて明瞭にされたのである。此事は嘗て北獨一

地方に特殊なる慣習に對應するの措置たるに止らず、我國を中心とする海上貿易に對しても其實情に即するものであつて、滿蒙產物の對歐輸出に就いても同様の利便が感ぜらるゝのみならず、東亞新事態の伸展に從ひ支那與地物産の出廻りが愈々旺盛を加ふるであらうことは必定であり、これに伴ふて生ずる長江筋河川運送の重要性を考慮に置く時は、新規則に於ける修正がます／＼其眞價を發揮するものとして認識されて來るであらう。

博士の書信をこゝに掲記公表するのが筆者の責ではあるが紙面の制限はこの事を許さぬのを遺憾とする。擱筆にあたり盟邦の老大家の國境を超えて示されたる床しき學者的な眞情に對し、貴重なる紙面を塞いで心からなる感謝の意と深甚なる敬意を表明することを許されたい。(昭和十四年一月二十六日)



二十段家書

大阪市波賀郡御前町東入

電話四四七三

# 學內報

講師及擔任學科

法博 山田 正三氏 民訴・破産

法博 宮本 英脩氏 刑法・刑訴

法博 近藤 英吉氏 民法

法博 石田文次郎氏 民法

法博 黒田 覚氏 憲法

法博 大隅健一郎氏 商法

法博 神戸 正雄氏 財政

▽聽講料 金參圓

▽聽講料 金參圓

## 日本文化講義

専門部第一部に於ける日本文化講義は一月十六日午後一時より講堂に於て、「日本魂」と題して文學博士吉澤義則氏の講演を開催した。

▽山田卯三郎講師 昭和四年以來専門部二部刑法各論擔任中のところ急性肺炎のため一月二十九日午前七時京都市中京區東洞院通押小路上ルの自宅に於て逝去された、享年四十五、告別式は二月五日京都山口佛教會館にて執行され本學より理事喜多村桂一郎氏外參列した。

▽和田 于一氏 本學元講師、大審院判事法學博士和田一氏は昨年以來リユーマチスのため東京世田谷區成城町一三五の自宅で療養中のところ、一月三十一日午後二時逝世された、享年五十五。

## 忠靈塔寄附

本學教職員學生徒に依り千里山學舍校庭に建設中の忠靈塔に對し、戰線に活躍する、學友校友勇士よりの尊き合力には、いたく感激させられてゐる次第であるが、今般更に左記の兩君より別項手紙に添へ建設基金として金五圓宛の寄託を受けた。

中支派遣軍齊藤(彌)部隊津田部隊小原隊本部

(専門部二部國漢二年在學) 富塙 豊君

北支派遣軍梅津部隊舟橋部隊氣付

原田部隊渡邊(博)部隊

(昭八専門部一部商科出身) 渡邊 博君

而して最終日の紀元節當日は學部及豫科は午前九時集合佐井寺伊弉諾神社に參拜の後、十時四十分より、専門部は午前九時三十分より夫れゝ拜賀式を舉行する。

## がくぼう抄

### 第三學期授業終了と

### 卒業、進級試験日割

#### 別 授業終了 試験期間

大學各學部第三學年 一月廿五日

同 第一、二學年 二月 十日

大學豫科第一豫科三年 二月廿二日

大學豫科第二豫科二年 二月廿五日

同 第一豫科二、二年 三月 四日

專門部第一部第三學年 一月廿一日

同 第一、二學年 二月十四日

專門部第二部第三學年 一月廿一日

同 第一、二學年 二月 四日

自二月六日至二月廿日

行事 學部及豫科は千里山校庭に於て、専門部は長柄橋畔淀川公園に於て、皇居遙拜、國歌合唱、皇

軍將兵の武運長久祈願默禱、建國體操、愛國行進する。

期日 自二月五日 至四月廿日 每日曜(十三日間) 自午後五時

曲齊唱

### 法律經濟特別講義

法律經濟特別講義を天六學舎に於て左記の通り開講する。

期間 二月六日より同十一日まで午前七時半

行事 學部及豫科は千里山校庭に於て、専門部は長柄橋畔淀川公園に於て、皇居遙拜、國歌合唱、皇

軍將兵の武運長久祈願默禱、建國體操、愛國行進する。

# 校

# 友

× ×

## 昭和十三年中の執筆便覽補遺

本誌前號掲載に漏れたるものの中、現在判明の分を  
左にかかぐ

### 校友會支部成立

今般左の二支部が新に結成された

齊々哈爾支部

支 部 長 平 尾 縫 太 郎

副 支 部 長 村 上 伊 三 雄

事務所 満洲國齊々哈爾市市營住宅一〇八號、村

上 伊 三 雄 方

青 島 支 部 幹 事 木 下 林 三 郎 同 森 原 謙 三 郎

事務所 青島館陶路十二號朝鮮銀行青島支店內木

下 林 三 郎 方

### 齊々哈爾支部創立總會

聖戰非常時下朔風巻き荒ぶ北滿齊々哈爾在住の校友  
は去る十二月十一日をトし、市内（天金）に於て校友  
會齊々哈爾支部發會式を舉行せり

先づ村上氏より齊々哈爾支部設置に至る迄の話あり

て後會則を定め、支部長として平尾縫護士を推し、各

事項は會員一致を以て可決北滿に於て力強く誕生をみ

たり、斯くて好姑娘のサービスに酒盃を舉げ御歴々の

隱藝に或は學生時代の回想談に大に飲み且談じ、母校

並に支部萬歳を唱へ學歌を和し、意義ある發會式を開

じ零下二十度の戶外に出た時は、既に全市は煙界に閉

され粗屋な酒場のネオンが寒空に淡く映へて居た。

支部長 平尾縫太郎 副支部長 村上伊三雄

過し得た事は一層の希望と躍進とを期せしめられたる

### 大連支 部

幹 事 志 航 五 六 嶋 谷 三 郎

事務所

満洲國齊々哈爾市々營住宅一〇八號、  
村上伊三雄方

前借金契約について 民商法雜誌七卷三、六號  
シユツ「保證法について」 民商法雜誌七卷九號  
賃貸借の保證について 民商法雜誌八卷五、六號  
擔保の喪失減少と保證人の免責 日本公證人協會雜誌三號

### 判例批評

質借人の保證人の責任

流抵當と代位辨済 民商法雜誌七卷二號

身元保證人の責任と相續 民商法雜誌七卷六號

未成年者と債務承認 民商法雜誌八卷一號

保證債務の消滅时效 民商法雜誌八卷三號

銀行の合併と銀行員の身元保證 銀行論述三卷三號

方丈記 大日本青年一卷十號

增 鏡 大日本青年一卷十三號

吾が宗教教育 三枝樹正道

ものゝ見方 大和魂 日本魂

自淨其意

法身說法

（

軍務公用者（其の十一）

（

児童教化一二三、五六月號

團大新聞八〇號

月かけ誌六月號

だん王八卷七號

大阪時事新報八月

飯 田 正 一

大日本青年一卷十號

大日本青年一卷十三號

大和魂 日本魂

月かけ誌六月號

だん王八卷七號

大阪時事新報八月

教 職 員

學 生

下村 輝一氏 學生主事補（千里山學生課）

久保田作平氏 生徒主事補（專門部學生課）

森 清一君（昭四 專法）萩原 佐友君（昭六 大經）

松本 石翠君（昭八專二經）森 繁藏君（昭九 大經）

の感を深くした。午後九時半神戸先生の御健康を祈り一同立つて學歌を高唱して散會す。

(出席者) 神戸學長、木本龜太郎、飯田昇、栗山宇太郎、木村儀八、秀島全治、高木嘉一郎、川野勤男、岩本壽三郎、赤井末政、結城丙太、賀來茂彦、萩原博、西本營兒、李鴻年、佐藤丈夫、辻彌雄、平井三朗

## 臺灣支部

臺灣支部總會は去る一月二十八日、景勝清泉の地臺北市郊外北投の新元紀念館に於て開催したが、此の總會には目下來臺中の鳥賀陽然良先生の御出席を賜りたことは本總會を一層意義あらしめた、總會は支部長缺員の爲、幹事長之を主導し行事報告の後、會計幹事會計報告を爲し、續いて支部長の推薦役員の改選に移り満場一致を以て中村八十一氏推薦せられ、其の他の役員は支部長の指名に依り、幹事長及會計幹事は留任し庶務幹事は新任せられた、斯くて總會を終了し引續き懇親宴に移り、鳥賀陽先生を中心として懷舊談に花を咲かせ、午後十一時和氣藹々裡に散會した

支 部 長 中村八十一 幹事長 喜多末吉  
會計幹事 門田文三 庶務幹事 重田政次  
支 部 事 務 所 臺北市千歲町一ノ三七、中村八十一方  
出席者 中村八十一、眞田辰雄、山口正成、喜多末吉、門田文三、重田政次、中村進、小谷茂雄、内村一純、關千居、伊集院賢

## 關 大 五 緣 會

昭和五年大學部卒業同窓より成る關大五緣會の新年總會は昭和十四年一月二十五日午後六時より南區日本橋北詰ブラジル館内にて開催、戰勝の新年を壽ぎ久し

かなる樂しい一夕を過ごし互の舊交を温めて九時頃散會した、當日出席者十七名であつた。幹事鈴木武夫、報

## 大阪遞信局KUS會

十一月二十八日本年度秋季總會を兼ね創立十周年祝賀式を遞信局本館高等官食堂に於て開催す、出席者六

十餘名元本會々員にして在京阪

寺尾 愈 (専一 法三) 莉谷 春男 (専一 經一)  
逢坂 敬一 (専一 法三) 坂本 功 (専一 法三)  
伊藤 清志 (専一 法三) 内山 直 (専一 法三)  
藤本 尚平 (専一 法二) 鳩之内吉助 (専一 法二)  
山崎 正己 (専一 法二) 藤原勝比古 (専一 法二)  
友田 孝治 (専一 法二) 田中耕三郎 (専一 法二)  
中元 繁治 (専一 法二) 下城秋男 (専一 法二)  
石川 勉 (専一 法二) 今村龜三郎 (専一 經三)  
井上 勇 (専一 經二) 芳木 正紀 (専一 商三)  
井之上 猛 (専一 商二) 水口 一夫 (専一 商二)  
吉井茂一郎 (専一 商二) 中野彌一郎 (専一 商二)  
廣瀬 一夫 (専一 英二) 仁藤 金正 (専一 英二)  
金井 撥 (専一 國二)

## 在 學 生



寺尾 愈 (専一 法三) 莉谷 春男 (専一 經一)  
逢坂 敬一 (専一 法三) 坂本 功 (専一 法三)  
伊藤 清志 (専一 法三) 内山 直 (専一 法三)  
藤本 尚平 (専一 法二) 鳩之内吉助 (専一 法二)  
山崎 正己 (専一 法二) 藤原勝比古 (専一 法二)  
友田 孝治 (専一 法二) 田中耕三郎 (専一 法二)  
中元 繁治 (専一 法二) 下城秋男 (専一 法二)  
石川 勉 (専一 法二) 今村龜三郎 (専一 經三)  
井上 勇 (専一 經二) 芳木 正紀 (専一 商三)  
井之上 猛 (専一 商二) 水口 一夫 (専一 商二)  
吉井茂一郎 (専一 商二) 中野彌一郎 (専一 商二)  
廣瀬 一夫 (専一 英二) 仁藤 金正 (専一 英二)  
金井 撥 (専一 國二)

## 戰 傷

### 死

金山 慎次氏(昭一二大哲) 昭和十三年十月三十日、山西省永濟縣東伍姓に於て名譽の戰死

遺族は堺市柳之町東二丁一九、父金山慎政氏

坪木 六郎氏(専二 法二) 昭和十三年九月十二日、名譽の戰死

川西惣太郎氏(專二 法二) 昭和十三年大別山戰鬪にて

名譽の戰死

依リ昭和三年七月

月會員十數名を

以て創立今日に

至る。現在會員

七〇名(延一五

〇名)

出席者(順次不同)

今井、福原、瓜田

## 戰 傷

### 傷

岡田 好一氏(昭一二專附) 助川部隊に屬し無錫の戰鬪中に昭和十二年十一月十六日名譽の戰傷を負ひ、現在

奈良陸軍病院七號室にて療養中

渡邊 滿雄氏(專二 法二) 昭和十三年十月二十七日、

河南省野戰病院にて名譽の戰病死

河合 德氏(專二 法二) 昭和十三年十一月二十日、

名譽の戰死

藤田(正)、清路、柿原、北村(學)、山井、佐藤、伊賀崎、山根  
渡邊、藤田(政)、武道、杉原、八木、阿部、大野、北村(實)  
竹内、島田、芳村、矢野、笠沼、大西(明)、門脇、大西(惣)、  
松本(重)、萩原、高輪、藤谷、清水、高階、三木、服部、井上  
遠藤、萩野、白井、仁木、土屋、眞木、田中、稻森、三宅、中  
筋、江指、西崎、西井、長谷、河北、曾我部、紀戸  
(來賓) 井上正臣、阿部甚吉、林武隆、安井章吾

## 會員消息

村川 保藏君(明三七法) 住所は北京城内黃米胡同甲

七號村川公館

吉川孝太郎君(明三八專法) 住所は東淀川區豊崎東通四

ノ二八

鳥羽源四郎君(明四五專法) 今般、布施市財務課長に就

任せらる

齊藤佐一郎君(大六專法) 大正化學工業會社取締役社

長、成和土地會社取締役

横井 吉藏君(大一一專經) 住所は東京市豊島區高輪南町

三〇

武方寅之進君(大一二專法) 「鳥蘇里の河も冰結し、陸

續き同様のソ聯を前に毎日頑健に勤務致し居り候

五族の協和、大亞細亞建設の爲めに凡有不便を堪

え忍び其の守りを遺憾なく果し居り候一ヶ月以上

かゝる音信も殊の外なつかしく早天の慈雨の如き

ものにて候」満洲國境なる三江省饒河縣東安鎮警察署

察署長たる氏よりの近信

宮崎 久樹君(大一二專商) 住友銀行門司支店より同行

福岡支店(下土居町)に轉勤、住所は福岡市六月  
田町一〇五

小川 言五君(大二三專法) 臺灣專賣局煙草工場より同

局嘉義支局に轉勤

富田 英雄君(大一四專經) 維新政府宣傳局顧問として

活躍の由、住所は上海施高塔路三十二號

秀島 全治君(大一四專商) 大連市千歲町三八に移轉

佐藤 猶治君(昭一專經) 國光紡績會社青島支店(青

島市外滄口) 工務主任として在勤

福部 章君(昭三 大法) 住所は東京市江戸川區小岩

町三ノ一六五六

山田 實君(昭三 專法) 鐘紡天津サービスステーション

ヨンより同社太原サービスステーション次長として

轉勤、留守宅は西淀川區大仁本町二丁目

木下四十吉君(昭四 專法) 日本銀行熊本支店に勤務、

住所は熊本市船場町

丸山喜三造君(昭四 專法) 住所は東成區東小橋南之町

三ノ八五

葛原 三二君(昭四 大法) 隆軍主計中尉として青森縣

上北郡三本木町軍馬補充部三本木支部に在勤

赤井 宗政君(昭六 大法) 大阪市電氣局車輛工場を辭

し満洲車輛會社大連駐在事務所(大連市東公園町

三谷 久男君(昭六 大法) 勤務部補、天滿署より鶴橋署

に轉勤

田中 佐友君(昭六 大法) 本學千里山教務課に勤務

西田 元三君(昭六 大法) 尼崎市潮江前田六に移轉

小西 賴人君(昭六 大法) 住所は鳥取市片原町三丁目

清水辨三郎君(昭六 專法) 日本生命清州出張所長、住

所は朝鮮忠淸北道淸州邑本町四丁目

坂田 孝君(昭六 專法) 住所は神戸市灘區赤坂通五

丁目六ノ二三

白井 正實君(昭六 專法) 辯護士、野村ビル内筒本尙

一法律事務所、住所は布施市東足代一八一

田川鑛業所(山形縣西田川郡溫海村五十川)に轉勤

津川 鑑一君(昭六 專經) 中河内郡矢田村住道七六八

に移轉

加來 茂彥君(昭六 專商) 滿鐵消費組合(大連市西公

園町)に勤務

高橋 大善君(昭五二大會) 美港高野山副住職なる同君

は昨年五月單身、本山金剛峯寺派遣從軍僧として

渡蒙、内蒙各地の廟を巡歷し古義眞言宗留學生の名に蒙古歸化城に踏み止り、蒙古民族の状態を具

さに視察しひとまづこの程歸還した

梶 關市君(昭五大法) 敷親屬特高警察部外事課亞

細亞係に勤務、住所は東京市淀橋區戸塚町二ノ四

(舊住滿洲) 村上 精三君(昭五 專經) 大阪市水道部より本廳庶務

部町會係に轉勤

武氏

英二君(昭七 大法) 直輸出入商を西區新町南通

松田德二郎君(昭九專一商) 住所は西成區橘通二ノ一

加根始太郎君(昭一專一商) 住所は堺市中之町東一丁

三ノ三四・三五にて經營、住所は住吉區住吉町二

福居順一君(昭九專二法) 東京市江戸川區小岩町三ノ

目二六に移轉

一九五

今村茂君(昭七 大政) 滿洲鐵山會社より東邊道開

藤谷克己君(昭九專一商) 八幡製鐵所工務部土木課水

藤野勝彌君(昭一專一商) 住所は天王寺區真法院町

今村

茂君(昭七 大政) 滿洲鐵山會社より東邊道開

藤谷克己君(昭九專一商) 八幡製鐵所工務部土木課水

藤野勝彌君(昭一專一商) 住所は天王寺區真法院町

今村

茂君(昭七 大政) 滿洲鐵山會社より東邊道開

藤谷克己君(昭九專一商) 八幡製鐵所工務部土木課水

藤野勝彌君(昭一專一商) 住所は天王寺區真法院町

菊地

一男君(昭七 專法) 警部に昇進、大阪府警務課

胡同南半壁街甲五號に勤務

吉村善治君(昭一二專一法) 大阪府警察部特別隊より

菊地

より天満署主任警部に轉ぜらる。

蓮井敏雄君(昭九專一法) 北支派遣軍杉山部隊參謀部

陸軍特別志願將校として京都伏見小林隊に入隊、

辛

環奎君(昭七 大經) 東洋紡績會社京城工場に勤

新宣撫官となり一月五日内地出發

砲兵少尉として二月二十四日より三重縣立松坂商

務、住所は京城府堂山町三五三ノ二一

業學校に服務

木村

定雄君(昭八 大法) 兵庫縣武庫郡住吉村柳七六

松下克己君(昭九專二法) 野村銀行調査課に勤務中、

富永唯雄君(昭一二專一法) 兵庫縣武庫郡御影町濱中

井上

文雄君(昭八 大法) 隆軍主計中尉、陸軍經理學

住所は住吉區昭和町五ノ二

吉村善治君(昭一二專一法) 大阪府警察部特別隊より

校

校を卒へ第四師團計理部に勤務

陸軍特別志願將校として京都伏見小林隊に入隊、

西本

營兒君(昭八 大商) 三井物産會社大連支店より

砲兵少尉として二月二十四日より三重縣立松坂商

同社埠頭事務所

(富久町一〇)に轉勤、住所は大

業學校に服務

連

市久方町一〇丙ノ二號に勤務

松下克己君(昭九專二法) 野村銀行調査課に勤務中、

富永唯雄君(昭一二專一法) 兵庫縣武庫郡御影町濱中

太田

義三君(昭八專一法) 臨時總督府專賣局鹽腦課よ

り同局神戸出張所(神戸市葺合區雲井通四丁目)

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

木下

春後君(昭一〇專一法) 熊本歩兵第十三

聯隊補充隊第二中隊第一班に入營

富永唯雄君(昭一二專一法) 兵庫縣武庫郡御影町濱中

森田

卓之君(昭一〇大商) 住所は地區森小路五ノ二四

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

藤田

只勝君(昭一〇大商) 住所は兵庫縣武庫

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

郡

大庄村南川端六七八に勤務

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

中岡

保君(昭一一專一法) 篠山米山部隊第

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

三機關銃中隊第二班に入營

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

玉置

直忠君(昭一一專一法) 大阪府社會事業

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

会館

(天王寺區伶人町)に勤務

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

福尾

好雄君(昭一一專一法) 日本通運會社廣

島支部(廣島市西蟹屋町二二二)に勤務

坂口

巧君(昭一一專一法) 住所は豊中市上

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

小幡

俊次君(昭一一專一法) 愛國生命大阪支店より東京

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

本社

契約課に轉勤、住所は東京市世田谷區北澤五

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

ノ七三八・小池徳次郎氏方

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

早川

源四郎君(昭九 大法) 住所は大連市若松町二七

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

光井

章雄君(昭九 大商) 新京平泉路五一七滿炭社宅

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

七〇號に轉居

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

辻

菊雄君(昭一一專一法) 福岡縣產業獎勵館(大連市

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

連鎖街に勤務

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

野

一四二ノ一、片岡氏方

吉村善治君(昭一二專一法) 大連支店より

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

◆

北　夫　君　よ　り



## 戰線だより

昭六 大法 村 田 定 市

(前略)御承知の○支作戦に參加し其の任務を終へ、再び○支の空に歸つて參りました。南支に居る時は○月中旬から下旬にかけて炎熱百度も越える亞熱帶地方を行軍に行軍を重ね遂に南支の首都○を攻畳暫く守備に就いて居りました。(中略)

自分等の宿營してゐた家の主婦は日本女子大を出て女師範の校長をしてゐたとか中央公論とか教育學に關する書籍が澤山ありました。民法とか民訴に關する本も見ましたが支那も法治國として其基礎は相當出來てゐたものと感心しました。(下略)

北支派遣軍今村兵闘長野部隊平野部隊賴澤隊

昭六 大法 萩 原 佐 友

(前略)お蔭を以て海上も無事に○上陸只今○に滯在待機して居ります、近日中に奥地へ出發の豫定であります(下略)十二月二十二日

中支派遣軍德川部隊戸塚部隊主計少尉萩原佐友

昭八東一商 渡 邊 博

征戰既に一年餘 南船北馬幾山河  
月光汎ゆる臨汾城 再び迎ふ聖戰の春

祖國を離れて早や一星霜こゝ山西の山野にも再び黃褐色を呈し、青一色を止めず山又山を縫ふ汾河の泥流も凍結して了ふ。北は大同、雁門關の峻険、南は蒲州風陵渡、黃河を臨んで潼關の敵陣に對する南北數百杆に亘る山西省も今や皇軍の到らざる所なく山西共產軍の根據五台の要塞も粉碎され、閻錫山も遂に山西を棄てゝ氣息奄々たり。五台山は弘法大師修行の地にて、大師の遺跡は所々に存し、同地方には佛教徒多く、民家に「南無阿彌陀佛」の貼紙が目を惹く。

山西は鑛産に富み天然鹽、工業原料は各所に產出する情況なるも未だ十分開發されるに至らず、資源調査中なれば將來の發展は見るべきものあらん。

太原附近には紡や工業の發達を見るも最近數ヶ年の事にて閻錫山外資を以て優秀なる機械を設備し大軍需工場を實現せんとした事も未完成に終りたる事は我軍にとり幸ひな事である。閻錫山の爛眼は山間の各地にアカシヤ、楊柳の並木を植樹したる立派な軍用道路を廻らし各地に駐屯する兵營に連絡する、今日この道路が彼の退路ともなり又我が軍の有用な兵站道及追撃路ともなれるは皮肉なり。山岳地帯の所々には石炭、鐵鑛脈の露出が見受けられると云ふ。又南部の運城附近には東西六里南北二里に亘る大鹽池あり、凡ゆる工業原料となる天然鹽が安價に原始的な方法で生産される閻錫山の私有財産の數百萬圓は之に依り維持せられてゐたと云はれる、この鹽地を巡つて匪賊、敗殘兵の跳梁甚しい。(中略)

小官○○○名の部下を指揮して北支に轉戦すること

一ヶ年、此の間愉快な事もあり又辛苦を重ね、敵彈を浴び、中には勇敢に敗敵を追撃して五名を刺殺、兵器を分捕つて來た特務兵もあり、重要物件を護送中夜襲を受け重傷に屢々せす責任を全ふして壯烈な戰死を遂げた兵あり、小官又○○に於て手榴弾の洗禮を右手に受け自由を失ふも奮癱えて再び前線に健在なり、

當隊郷士の先輩戰友の偉勳を偲びて「赤闘鷹隊」と命名し赤血を以て白骨を彩り倒れて尙止まず七生報國

赤心の誠の精神を表現し、赤闘鷹旗の下に忠誠を誓ひ粉骨邁進してゐます。東亞永遠の平和と長期建設を目指す今次の聖戰は銃後國民の誠心と相俟つて皇恩の萬分の一に酬ひ奉る覺悟です。昭和十四年の新春を戰場に迎ふるに當り山西の景況を報じ學友諸兄に呈す。

小官同期生及先輩學友中今次事變に多くの戰歿者を出し、母校に忠靈塔建設の義舉を聞く、大聲意を唱ふるもの、別送軍事爲替にて僅少なれども建設基金の援助ともなれば幸甚、謹みて戰歿者英靈の冥福を祈る次第なり、山西○○にて

北支派遣軍梅津部隊舟橋部隊氣付

原田部隊渡邊(博)部隊

昭一〇専爵 後 藤 速 雄

(前略)私も○○にて元氣で軍務に勤んで居ります、この支那も内地と少しも變つた氣分は致しません、山にしろ、川にしろ同じ事です、たゞ飛行機爆撃の跡はまさ／＼と激戦の狀を物語つてゐます(後略)

中支派遣軍松浦淳部隊飯野部隊落合隊本田隊

## 昭十二大法 高 松 有 爲

専門部一部法科一年 原 豊

(前畧)お陰を以て戰地で洵に意義深い新春を迎へる事が出来ました、益々元氣で軍務に服して居ります、聖戰も早や一年有半愈々自肅自重以て皇國の爲め大いに勇往邁進御奉公すべき秋と力強く感ずる次第であります(後畧)一月十三日

北支派遣軍秦部隊氣付植松部隊本部岡本隊

### 昭二專二商 藤 井 瞳 司

南支派遣三宅部隊書函第十號本部

戰捷の新春御同慶の至に存じ候、征途に上つて以來

八ヶ月其の間銃後皆様の熱誠なる激励の辭と御慰問を賜はり深く感銘致し居り候、今し東洋平和の聖戦に参加し得たる光榮を自覺し、一意盡忠報國の赤誠を誓ひ居り候(下畧)

北支派遣軍阿南部隊氣付黒澤部隊薄井隊

### 昭一專二法 大 田 敬 一

○支より○支へと轉じ、只今では京漢線沿線○○縣

城にあり、警備に從ひて居ります、曠野の中に立ち母校の發展と校友各位の健在を祈つて止みません(後畧)

北支派遣軍篠塚部隊太田部隊森下隊

### 専門部二部法科三年 逢 坂 敬 一

(前畧)戰捷に輝く二五九年を迎へられた事を遙に異境よりお喜び申上げます。不肖出征以來一年有餘、國防の第一線に於て至極元氣に精進致して居ります、昨今は零下三十度内外、連日雪と氷に暮れ、孰る銃にも氷の花が咲きます、當初額一面にツラ、の下つたのには驚きました、今では寒さにも馴れ至極元氣でやつてゐます(後畧)

満洲國牡丹江省虎林縣虎頭越智部隊勝瀬隊

(前畧)出征以來將に足掛け三年、北支同胞益々元氣旺盛にして長期戦彼等恐るゝに足らずの感有之候、新聞に依れば内地の緊張振り實に目覺しく國家の下に統一我等一同感激に堪えず候(中畧)

現在揚子江は外國船の過江を禁じ居り從つて一般住民は物資の供給不足を告げ蔣政權の誤れる政策は支那大衆の生活困難を來さしめ、遂には蔣介石を見切るの舉に出に皇軍の占領治安の確保に役立つの外何等累を及ぼさざるの結果と相成候、產業は幼稚にして大いに改良の餘地あり、產業に文化に今後大いに指導導するの要あり、今後の發展可能性は充分期待して可なりと感じ申候(後畧)

中支派遣軍片村部隊井上部隊浮田隊

### 専門部英語科三年 藤 岡 英 輔

(前畧)私の部隊は第一線に糧秣を輸送し任務遂行に努めて居ります、先月は○○部隊の作戦に參加最前線

満洲國牡丹江省虎林縣虎頭越智部隊勝瀬隊

(前畧)去月下旬南支バイス灣に敵前上陸致し前途を遮る黃塵と内地の真夏を彷彿させる酷暑と尙も轟動し来る敵兵の襲撃も難なく退け、敵兵の屍と馬の殘骸を踏み分けて八十里を突破今や堂々皇軍の威儀を發揮せる廣東を離れる事○里の處に居りますが至極元氣一杯に奉公致して居ります(後畧)

専門部一部法科一年 門 野 敏 雄

北支派遣軍山岡部隊緒方部隊江尻隊本部

（前畧）出征以來將に足掛け三年、北支同胞益々元氣

制され公私共戰時經濟の確立に愛國の至誠を發揚せられ銃後後援の限りなき美學は枚舉に暇あらずに國威伸張に御努力せらるゝは實に涙ぐましき限りと戰地在る我等一同感激に堪えず候(中畧)

専門部一部法科一年 富 塚 豊

北支派遣軍山岡部隊緒方部隊江尻隊本部

(前畧)相變らず硝煙彈雨下に在つて元氣一杯御奉公仕居候間何卒御休心被下度候、扱て承れば此度學閥内に於て忠靈塔建立の議有之候由拜聞泡に結構なる御企てと陸空らその現象の速かならん事を祈居候處最近學報によれば着々その準備も遂行され各方面よりの後援も摶々しく御同慶に不堪(中略)

専門部一部法科一年 富 塚 豊

北支派遣軍山岡部隊緒方部隊江尻隊本部

に進出、敵の砲彈雨下に夜を徹した事もありましたが猛攻又猛攻敵を黄河以西に潰走せしめて所期の成果を收め、私達の部隊も再び○陽に歸還引續き第一線に銃糧秣を輸送して居ります、併し一時連天の河北と達ひ山嶺重疊の山西は敵の常套手段たる遊擊戰法に適し地理に明るきと地形を利して執拗にも我等の補給線を屢々脅かし寸時も油斷出来ません。陣中事變の長久性を沁々感じ今後一層奮勵努力長期建設に向つて突進し銃後皆様の燃ゆるが如き熱誠にお應へする覺悟です、

に進出、敵の砲彈雨下に夜を徹した事もありましたが猛攻又猛攻敵を黄河以西に潰走せしめて所期の成果を收め、私達の部隊も再び○陽に歸還引續き第一線に銃糧秣を輸送して居ります、併し一時連天の河北と達ひ山嶺重疊の山西は敵の常套手段たる遊擊戰法に適し地理に明るきと地形を利して執拗にも我等の補給線を屢々脅かし寸時も油斷出来ません。陣中事變の長久性を沁々感じ今後一層奮勵努力長期建設に向つて突進し銃後皆様の燃ゆるが如き熱誠にお應へする覺悟です、





孝元天皇陵へと巡拜す、以上で此の地方の豫定を了へ久米寺驛に引返し電車で櫻井を經て三輪へ、此處では官幣大社大神神社に祈願をこめ、北上して左手に倭迹々日百襲姫命墓を拜し次いで景行・崇神兩天皇陵、繼體天皇皇后陵へと歩を進め最後の参拜を終へたのは午後四時十分前であつた。此より更に北上官幣大社大和神社に詣で丹波市へ出て大阪行の電車の人となつたのは午後五時四十八分であつた、尙本日の巡拜行程は左記の通である。

### 第二十八代宣化天皇身狹桃花島坂上陵

倭彦命身狹桃花島坂上陵

第八代孝元天皇劍池島上陵

倭迹々日百襲姫命墓

第十二代景行天皇山邊道勾岡上陵

第十代崇神天皇山邊道勾岡上陵

繼體天皇皇后手白香皇后女衾田陵

官幣大社 大神神社、大和神社

(参加者) 金長河 村信一教授、北川、尾崎、瀬田、安藤、荒木の諸君

## 参 陵 會

### 基督教青年會 (千里山)

興亞の新春を迎へ精神運動特に宗教運動の再認識を叫ばれる今日、會員一同希望を持つて進みたいと思つて居ります。

萬國基督教青年會祈禱日、十一月十七日午後七時より自由基督教會に於て西阪保治牧師の奨勵にて一同祈りの一時を持ちました。參會者十名

### 第三次第七回例會

一月二十二日(日曜日)からりと晴れた上天氣である。定刻九時三十分、早くも全員の顔色が揃ふ。河村先生のお顔も見える。

大軌上六驛出發、櫻井驛へと向ふ。本日の徒步行程約三里強。陽光燐として輝く

スマスのトップを切つてランバス女學院

く中に、じつとりと、にじみ出て来る汗を拭ひながら、山路と共に詰らひつゝ登つて行く。行くことしばし第三十二代崇峻天皇倉梯岡上陵に着き参拜す。河村先生には、特に赦されて玉垣の内にて謹んで参拜された。この御陵に於ける御室堂は日本全國唯一のものであるてふ御説明を承はる。

舒明天皇押坂内陵に向ふ、こゝを拜して後、一行は櫻井町の大西君宅に赴き、中食を頂戴す。その後、多武峯よりバスにて轟地に田園の間を柳本町へと向ふ、かくて、景行天皇山邊道上陵を拜し、續いて崇神天皇山邊道勾岡上陵を参拜す、時に五時これにて解散す。

出席者 河村先生、(特別會員、南)面地、山根、澤田、田坂、萬井、瀬崎、寺島、松井波多野、南部、杉本、平野、大谷の諸君

### 千里山吟詩部

千里山吟詩部では創立以來着々として

その内容を充實し、對外的にも吟士派遣など其の活躍を見るべきものがあつたが

愈々本年度學友會に於て絶対多數を以て

公認されるに至つた、例年の如く先學期末第三回學内優勝吟詩大會を開催す、優勝者に記念品賞状を二三等に賞状を授與し其の他出吟者に夫々記念品を呈す。

十二月二十四日中ノ島公會堂に於ける

大會に商二飯沼勝君を出吟せしめ大いに

關大學生の意氣を發揚す。

### 新聞部 (千里山)

今や時局多事にして人的資源の擴充が叫ばれてゐるに當り、千里山學友會發行

の關西大學新聞は發刊實に八十數號に及

て守られました。關西學院中學部長田

中貞先生の熱ある御獎勵に一同感涙にむ

せびました。參會者百餘名、

宮地兄宅にて同兄の御獎勵にて有意義に

惠まれた集會でした。參會者十名

新年祈禱會 一月六日、午後六時半祖

た。出征會員へ一同寄書きの激勵文を送

りました。(マタイ傳二五ノ四以下二八)

題をテーマとして、即

一、勤勞奉仕 二、體位向上 三、時

局と學生の娛樂 四、戰爭ルポーラ

ージュ

右記四項で開催、多大の成果を挙げ(關

西大學新聞十四年正月號參照)たが、其

の後卒業生の移動に依り、役員は左の如

く決定した。

昭和十四年二月十五日發行

大正十一年六月十五日創刊

副マネージャー 安田 義哲

副マネージャー 稲森 道彦

大正十一年六月十五日創刊

# 生徒募集

## 募集人員

第一學年 約二〇〇名

## 願書受付

第一期 三月一日ヨリ同二十一日マデ

第二期 三月一日ヨリ同二十五日マデ

大阪市東淀川區長柄中通二

## 關西甲種商業學校

電堀川一五六〇番

## 入學考查

第一期 三月二十二日（國史）

同 二十三日（人物考查、體格検査）

第二期 三月二十七日（國史）  
同 二十八日（人物考查、體格検査）

（入學案内呈）

## 募集人員

第一學年（高小卒）四學級  
第二學年 一學級

## 出願期限

二月十三日（月）ヨリ三月二十日（月）迄

日曜祭日ヲ除キ午後四時ヨリ同六時マデ受付

大阪市東淀川區長柄中通二

## 關西第二商業學校

電堀川一五六〇番

## 入學考查（口答試問、人物考查、體格検査）

三月二十一日（祭日）午前九時ヨリ  
又ハ  
三月二十二日（水）午後五時ヨリ

## 本校の特色

▽修業年限四ヶ年

▽上級學校入學連絡（關西大學豫科及専門部無試験入學ノ  
特典アリ）

（入學案内呈）

# 關西大學學生募集集

大學豫科（第一豫科（三年制）  
第二豫科（二年制）

出願期間 二月一日より四月七日迄

試験日 四月八日及九日

大學部  
法文學部——法律、政治、哲學、英文  
經商學部——經濟、商業

出願期間 二月一日より四月三日迄

試験日 四月四日

專門部

第一部（晝） 法律、經濟、商業  
第二部（夜） 法律、經濟、商業  
國漢、英語

出願期間 三月一日より三月三十一日迄

試験日 第一部 四月六日及七日  
第二部 四月三日（祭日）

學則送呈

（郵券三錢）

豫科、學部八千里山學舍庶務課へ  
專門部六天舍學舍庶務課へ

（番一六四番三二一田吹電）山里千外市阪大  
學舍山里千科豫・部學

（番九三〇一川掘電）通中柄長區川淀東市阪大

學舍六天部門專